

平成30年8月22日

東京家庭裁判所立川支部における「後見制度支援預金」の
取扱い開始について

一般社団法人東京都信用組合協会（東京都中央区京橋1-9-1）傘下の12信用組合が取扱う「後見制度支援預金」につきまして、東京家庭裁判所立川支部での取扱いが、平成30年9月3日（月）より開始となりますのでご案内いたします。

これにより、平成30年6月1日より開始されている東京家庭裁判所本庁と合わせ、東京家庭裁判所での取扱いが全て可能となります。

【取扱い裁判所】

裁判所名	所在地・電話番号	管轄区域	取扱い開始日
東京家庭裁判所 （後見センター）	〒100-8956 千代田区霞が関1丁目1番2号 TEL 03-3502-5359, 5369	ご本人の住所地が東京都23区及び島しょ地区	平成30年6月1日
東京家庭裁判所 立川支部（後見係）	〒190-8589 立川市緑町10番地の4 TEL 042-845-0322, 0324	ご本人の住所地が上記以外の東京都市町村	平成30年9月3日

- 本件に関するお問合せ先
一般社団法人東京都信用組合協会 総務部
電話：03-3567-6211